

2023 年度 学費助成金申請ガイド

1. 趣旨

ウェスレー財団は、「キリストの博愛の精神に基づき、国際相互理解を深め、教育を通して国民の心身の健全な発達に寄与し、社会福祉の増進に寄与すること」を目的に公益活動事業を行っています。

学費助成金では、人材育成促進のために、大学生・認可専門学校生へ学費を助成します。スキル習得だけではなく、1人1人に与えられている賜物を用いて国際社会の様々な分野とレベルで貢献していくことのできるリーダーシップ育成を目的とし、次世代の教育と人材育成のために助成金を交付します。

2. 特徴

- ① 本助成金は給付型であり、返済の義務を課すものではありません。
- ② 本助成金は学納金（授業料+施設費などの諸経費）にのみ適用されます。

3. 申請対象者

以下のすべてに該当する方

- ・ 経済的・社会的支援を必要とし、支援が無ければ学業の継続が困難な学生
（他の奨学金・授業料減免制度等との併用可）
- ・ 日本に在住し、日本国内の大学、短期大学、または認可専門学校に在籍する学生
（国籍不問。ただし、留学生と大学院生は対象外）
- ・ 2023年3月31日の時点で19～25歳までであり、2023年4月～12月の間で2年次～最終年次に該当する学生（1年次は不可）
- ・ 所属校の指導教員及び学長から推薦された学生
（所定の推薦書に指導教員からの推薦文と学長の記名押印をいただきます。所属校による推薦を経て申請後、当財団の書類選考と面接による審査を経て助成が決定します。）

* 申請できる学生の人数は **1校につき2名まで**とします。

* 助成が決定した場合、助成金は本人口座ではなく **所属校の指定口座に送金**します。

したがって、**所属校が当財団から助成金を受領し、申請者の学費に充当できることも申請条件**となります。

* また、必須条件とはいたしません。当財団はキリスト教精神を基盤とした団体ですので、クリスチャンの学生やキリスト教精神を尊重する学生からの申請を歓迎します。

4. 審査基準

下記の審査基準をもとに選考を実施します。学内で2名以上の申請希望者が出た場合は、この審査基準をもとに学内選考を実施してください。

- ・ 経済的・社会的支援の必要性があるか
- ・ 社会課題への関心があり、課題解決のために貢献する意欲があるか
- ・ 学生として誠実に勉学に励んでいるか
- ・ 課外活動に積極的に参加しているか
- ・ キリスト教への理解があり、キリスト教精神を尊重しているか

5. 助成内容の詳細と給付の方法

- ① 助成期間は最長で2023年4月1日～2024年3月31日までとします。
- ② 助成金額は1人につき年間上限80万円（学納金のみ）まで申請が可能ですが、選考の状況によっては助成決定額が申請金額と異なる場合もあります。
- ③ 助成人数は25名程度とします。
- ④ 助成金は原則として所属校の専用口座に送金する方法で給付します。

6. 申請方法

申請受付期間

2022年12月1日(木)~2023年1月16日(月) 日本時間17時まで

* 学生本人が申請することはできません。申請書類は所属校を通して提出していただきます。

提出書類

申請書・推薦書のフォーマットは当財団ウェブサイト (<https://wesley.or.jp/>) の募集ページからダウンロードしてください。

① 申請書

申請者が日本語でデータ入力し(手書き不可)、押印したものをスキャンしたPDFデータを提出してください。

② 推薦書

推薦者(所属校の指導教員等)及び学長が日本語で作成し、押印したものをスキャンしたPDFデータを提出してください。ただし、推薦者が日本語を母語とせず、日本語で推薦文を書くことが困難な場合には、英語での作成を認めます。

③ 申請者の年間学費が記載されている資料

所属校の担当部署(学生課等)が用意してください。書式は自由ですが、学費一覧が記載されている資料の場合は該当箇所がわかりやすいよう、印を付けてください。

提出先

所属校の担当部署(学生課等)から書類一式をメール添付で下記アドレスに提出してください。

edu.grant@wesley.or.jp 担当者: 生原(はいばら)

* 提出前に、所属校からも申請書の記載内容に間違いがないか**ダブルチェック**をお願いします。

* 提出書類の返却はいたしかねますのでご了承ください。

* 選考過程では、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

7. 選考

選考は、「ウェスレー財団学費助成金選考委員会」により、下記のステップで行われます。

① 書類選考

② 面接(複数回の可能性あり)

面接はZoomを使用し日本語で実施します。

選考結果は、2023年3月末までに担当者より本人および所属校にメールで通知いたします。

8. 助成決定～報告書提出までの流れ

- ① 所属校に送金手順を確認
- ② 誓約書、同意書等手続き書類の提出
- ③ 上記書類を当財団が受領後、所属校の指定口座に助成金を送金
- ④ 助成決定者と日程調整を行い、オンラインまたは対面で交流会を実施
- ⑤ 2024年3月31日までに**報告書および成績証明書**をメール添付で提出
* 当財団のウェブサイトや SNS 等での広報にご協力いただきます。

9. 採用された学生の義務

助成金の交付を受ける学生は、下記の義務を履行する必要があります。

- ① 本助成金申請時に他の奨学金にも申請していた場合、他の奨学金の採否の結果がわかり次第すみやかに当財団に報告すること
- ① 当財団指定の書類等を期日までに提出すること
- ② 下記の場合、所定の方法により当財団へ届け出ること
 - ・ 休学、復学、転学または退学したとき
 - ・ 学校より停学処分を受けたとき
 - ・ 留年または卒業延期の恐れが生じたとき
 - ・ 当財団に提出した情報（住所、連絡先等）に変更があったとき
- ③ 助成決定者同士の交流会や当財団主催のイベント・セミナー等に積極的に参加すること
- ④ 助成期間終了後も当財団のネットワークに参加すること

10. 助成金の停止または取消し

助成決定後でも、以下の場合には助成を停止、または本人に対して返還を求めることがあります。

- ・ 申請の内容に虚偽が認められた場合
- ・ 学業成績または品行が著しく不良であるとき、または卒業延期の恐れが生じたとき
- ・ 休学・退学・停学の場合、または1カ月以上の長期にわたって欠席するとき
- ・ 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- ・ その他、当財団が不相当と認めたとき

お問い合わせ先

下記メールアドレスまでお問い合わせください。

edu.grant@wesley.or.jp 担当者：生原（はいばら）

* 採否の理由に関するお問い合わせについては回答いたしかねますので、予めご了承ください。

以上